

<仮訳ですので、ご使用にあたっては原文を、ご確認ください。>

29 項

139 巻；特別セクション 48 N.

政府官報

2022 年 2 月 26 日

天然資源環境省告示

件名：特定の種類の商品を生産する又はサービスを提供する小規模事業所の
排水管理基準の設定について

仏歴 2565 年（西暦 2022 年）

特定の種類の商品を生産したりサービスを提供したりする中小企業の排水管理基準を、
原材料、製造工程、発生した汚染及び廃水処理技術に合わせて規定することは、適切なことです。

国家環境品質法保全及び強化法の第 55 条（仏歴 2535 年/西暦 1992 年）の基に、天然資
源環境大臣は、汚染防止委員会の勧告と国家環境委員会の支持を得て、ここに次のような告示を
発行する。

条項 1：この告示は、工場法に基づく工場には適用されない。

条項 2：この告示において、

「商品の生産又はサービスの提供を行う小規模企業」とは、中小企業振興法に依り定義
される中小企業、或いは公衆衛生法に基づく健康に有害な事業の内、5 馬力以上 50 馬力
未満の出力の機械設備を使用しているか又は、機械を使用しているかどうかにかかわらず
7 人以上 50 人未満の労働者を雇用している事業所で、且つ本告示に添付されているリス
トに該当する事業を意味する。

「排水」とは、小規模事業所における、商品を生産したりサービスを提供したりする事
業活動から発生する廃水を意味しており、この公告で定めた基準を満たすように扱われ
る。

条項 3：商品を生産したりサービスを提供したりする小規模事業所は、以下の 2 つのグループに
分けられる。

3.1；グループ①— 酸性度とアルカリ度 (pH)、温度 (Temperature)、総浮遊固体 (Total
Suspended Solid)、COD (Chemical Oxygen Demand)、油とグリース (Oil and Grease)
及び重金属が管理された状態にある、商品を生産したりサービスを提供したりする小
規模事業所。

3.2；グループ②— 酸性度とアルカリ度 (pH)、温度 (Temperature)、総浮遊固体 (Total
Suspended Solid)、BOD (Biochemical Oxygen Demand)、及び油とグリース (Oil and
Grease) が管理された状態にある、商品を生産したりサービスを提供したりする小規
模事業所。

条項4：以下の様に、商品を生産したりサービスを提供したりする小規模事業所からの排水の放出を管理する基準を設定する。

番号	パラメーター	基準値	
		グループ①	グループ②
1	酸性度とアルカリ度 (pH)	5.5 – 9.0	5.5 – 9.0
2	温度 (Temperature)	<40°C	<40°C
3	総浮遊固体 (Total Suspended Solid)	<50mg/L	<50mg/L
4	COD (Chemical Oxygen Demand)	<120mg/L	—
5	BOD (Biochemical Oxygen Demand)	—	<60mg/L
6	油とグリース (Oil and Grease)	<20mg/L	<20mg/L
7	六価クロム (Hexavalent Chromium)	<0.25mg/L	—
8	カドミウム (Cd)	<0.03mg/L	—
9	鉛 (Pb)	<0.2mg/L	—

条項5：商品を生産したりサービスを提供したりする小規模事業所の排水管理のための基準設定において、グループ①の(4)各種紙の商品を生産したりサービスを提供したりする小規模事業所の場合、COD（化学的酸素要求量）が400mg/L未満であることを除いて、第4項に従うものとする。

条項6：商品を生産したりサービスを提供したりする小規模事業所の排水管理基準の検査のために排水サンプルを収集する場合、排水の採取場所は、以下のようにする。・・・以下省略・

条項7：商品を生産したりサービスを提供したりする小規模事業所の排水管理基準の検査においては、以下の方法を採用する。・・・以下省略（測定方法について記載）・・・

条項8：排水管理基準の検査方法の詳細は、水及び排水の検査の Standard Methods for Examination of Water and Wastewater (APHA、AWWA and WEF)、またはタイ環境工学協会の水及び排水分析マニュアルの最新版の標準方法、または汚染管理委員会によって発表された政府官報を遵守すること。

条項9：この告示は、政府官報に掲載された日の翌日から発効する。

告示日：仏歴 2564 年（西暦 2021 年）12 月 24 日
 ワラウト・シンパアチャー（Warawut Silpa-archa）
 天然資源環境大臣

添付ファイル

天然資源環境省告示

件名：特定の種類の商品を生産する又はサービスをする小規模施設からの
排水管理基準の設定 仏歴 2565 年（西暦 2022 年）

<p>商品を生産したりサービスを提供したりする小規模事業所； グループ①</p> <p>(1) 発酵、なめし、毛皮 (2) 金属メッキ (3) 研磨、塗装、または射出成形 (4) さまざまな種類の紙の生産 (5) 布地やその他のテキスタイルの印刷 (6) 生地または他の織物の染色、漂白、漂白</p>
<p>商品を生産したりサービスを提供したりする小規模事業所； グループ②</p> <p>(1) 動物を煮て、皮、腱、またはワックスを得る。 (2) 動物の樹皮、甲羅、骨、角、皮膚、毛皮または他の部分から、沸騰、蒸し、乾燥、燃焼等の任意のプロセスによって、物品、器具またはその他の製品を製造する。但し、食品用ではない。 (3) カレーペースト、唐辛子ペースト、味噌、醤油、ディップソース等の様々な調味料ソースの製造。 (4) 動物からの発酵食品、野菜・果物・その他の植物からの発酵食品・漬物・保存食品の製造。 (5) ミートボールの生産。 (6) 麺、春雨、春雨、麺、豆腐、春雨、人工肉または他の類似製品の生産。 (7) 酒、ビール、ワイン、酢、タイの甘酒、ヤシ酒の生産。 (8) ソフトドリンク、甘味飲料、ソーダ水、野菜およびフルーツジュース、缶飲料、ボトル、またはその他の容器での製造 (9) 缶詰食品、その他のボトル、容器食品の生産 (10) 水生動物の加工、洗浄、但し冷蔵事業の一部でないもの。 (11) 生ゴムの洗浄と燻蒸。 (12) 植物繊維の生産。 (13) 洗濯。</p>